

種別	目的	名称	制度の概要	問合せ先
給付金等	ひとり親世帯に	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	①令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方 ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ③家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同水準となっている方 <b>児童1人当たり一律5万円（②、③に該当する方は要申請）</b>	・お住まいの各市町 ・厚生労働省 コールセンター ☎0120-400-903
	ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）	①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方 ②対象児童（令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障害児は20歳未満））の養育者であって、以下のいずれかに該当する方 ・令和3年度分の住民税非課税均等割が非課税である方 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税非課税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方 <b>児童1人当たり一律5万円（②に該当する方は要申請）</b>	・お住まいの各市町 ・厚生労働省 コールセンター ☎0120-811-166
	住居を失うおそれがある	住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）	休業等による収入減少で住居を失うおそれがある方 <b>原則3か月（最長9か月※）家賃相当額を支給（上限あり）</b> <b>※令和2年度中に住居確保給付金を新規申請した方は最長12か月</b>	お住まいの各市町自立相談支援機関 [問合せ先] 住居確保給付金コールセンター ☎0120-23-5572
	勤め先の休業で賃金がもらえない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	勤め先の中小企業の休業期間中に休業手当が受け取れない労働者 <b>休業前の賃金の8割を給付</b>	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 コールセンター ☎0120-221-276
	大学等の授業料の支払いが難しい	高等教育修学支援新制度	失職等により生計維持者（父母等）の収入が急変し、急変後の所得の見込みが要件（住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯）を満たす方 <b>授業料等の減免・給付型奨学金の支給</b>	日本学生支援機構 奨学金相談センター ☎0570-666-301 ・在学中の大学等の学生課や奨学金相談窓口
	特例貸付を利用できない	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で、世帯の収入が「①市町村民税均等割非課税額の1/12」＋「②生活保護住宅扶助基準額」の合計以下、かつ、世帯の預貯金が①の6倍以下（ただし100万円以下）などの要件を満たす世帯 <b>支給額（月額）・・・単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人世帯：10万円</b> <b>支給期間・・・3か月間</b>	・お住まいの各市町 ・厚生労働省 コールセンター ☎0120-46-8030
	安定した仕事を待たないひとり親世帯の方へ	高等職業訓練促進給付金	現に児童を扶養し、以下の要件をすべて満たすひとり親世帯の方 ①児童扶養手当の支給を受け、又は同等の所得水準にあること ②養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること ③仕事又は育児と修業の両立が困難であること <b>市町村民税非課税世帯：月額10万円 市町村民税課税世帯：月額7万500円</b> <b>支給期間：修業期間の全期間（上限4年）</b>	・お住まいの各市町
雇用保険を受給できない求職者の方へ	職業訓練受講給付金	以下の要件をすべて満たす方 ①ハローワークに求職の申込をしていること ②雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと ③労働の意思と能力があること ④職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと <b>職業訓練受講手当：月額10万円 寄宿手当：月額10,700円</b> <b>通所手当：職業訓練実施機関までの通所経路に応じた所定の額</b>	・住所地を管轄するハローワーク	
貸付	休業・失業等で生計を維持するのが難しい	緊急小口資金	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 <b>最大20万円（貸付日から1年以内据置・据置期間経過後2年以内に返済・無利子）</b>	・個人向け緊急小口資金・総合支援資金 相談コールセンター ☎0120-46-1999 ・各市町社会福祉協議会、県社会福祉協議会
		総合支援資金（生活支援費）	収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 <b>単身世帯：月15万円以内 複数世帯：月20万円以内</b> <b>（貸付日から1年以内据置・据置期間経過後10年以内に返済・無利子・貸付期間：原則3月以内）</b>	
猶予	納税が今は厳しい	納税の猶予	一時に納税を行うことが困難であり、個別の事情に該当する方 <b>納税（徴収）の猶予・申請による換償の猶予</b>	・国税：各税務署 ・県税：各県税事務所 ・市町税：各市町
	国民健康保険料（税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料が払えない	国民健康保険料（税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料の減免・徴収猶予	事業の休廃止、失業等により収入が激減し、一時の納付を行うことが困難である方 <b>減免・徴収（納付）の猶予</b>	お住まいの各市町
	公共料金や電話料金が払えない	支払期限の延長等	各事業者により支払期限が延長されます。	・電気・ガス・電話：契約事業者 ・上下水道：お住まいの各市町